

## d 払い(iD)キャッシュレス消費者還元事業に係る特約

### 第1条（本特約の趣旨）

本特約は、令和元年10月1日から令和2年6月30日の間において、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）が提供するd払い(iD)サービス（以下「本サービス」といいます）を、消費者還元対象取引（第2条に定義するものとし、以下同じとします）に利用される場合に適用される事項を定めたものです。なお、消費者還元対象取引への本サービスの利用にあたっては、本特約のほか、当社が別に定めるd払い(iD)利用規約（以下「会員規約」といいます）が適用されます。なお、本特約で特に定義されていない用語については、本会員が承認済みの会員規約の語句の定義と同様とします。

### 第2条（定義）

1.本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。

(1)「本事業」

国が実施する「キャッシュレス・消費者還元事業」をいいます。

(2)「消費者還元対象取引」

消費者還元対象加盟店（第3号に定義します）が販売する商品若しくは権利の販売又は役務の提供であって、本事業における消費者還元補助の対象外とされていない取引をいいます。

(3)「消費者還元対象加盟店」

本サービスを利用することができる加盟店であって、本事業に参加・登録をしている中小・小規模事業者の店舗をいう。

(4)「消費者還元額」

会員が消費者還元対象取引に本サービスを利用した場合、当該会員に対して当社が還元する金額をいいます。

(5)「不当な取引」

以下の各号に規定する取引をいいます。

- ① 他人の本サービスを用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること（消費者還元額を含み、以下同じとします）。
- ② 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、消費者還元額を得ることのみを目的として本サービスを利用し、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- ④ 消費者還元対象取引ではない取引を消費者還元対象取引であるかのように取り扱い、

自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。

⑤消費者還元対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは非消費者還元対象取引である金券等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。

⑥消費者還元対象加盟店ではない加盟店を対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること。

⑦その他補助金事務局又は当社が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引

#### (6)「補助金事務局」

一般社団法人キャッシュレス推進協議会 (<https://cashless.go.jp/consumer/index.html>) をいいます。

### 第3条（消費者還元額について）

1. 当社は、会員が消費者還元対象取引に本サービスを利用された場合、補助金事務局が別途定めるところに従い、ご利用金額(税込)の5%又は2%相当の消費者還元額を、本サービスの利用料金との相殺により会員へ還元（以下、「消費者還元」と言います。）します。なお、1か月あたりの消費者還元額の上限額は、1,500円とします。

詳しくはキャッシュレス・消費者還元事業ホームページ (<https://cashless.go.jp/>) をご覧ください。

2. 当社は、毎月のd払い(iD)利用代金のうち消費者還元対象取引の合計額から算定した当該月の消費者還元額を、当該月の翌々月のd払い(iD)利用代金が含まれる当社のご利用料金と対当額で相殺することにより消費者還元を行います。（会員が本サービスの契約終了等で還元を受けられない場合、消費者還元額を国へ返金することがあります。）ただし、消費者還元は、関連するシステムの稼働状況などの事情により遅れる場合があります。

3. 消費者還元の実績は、My docomoにてご確認ください。

### 第4条（不当な取引）

1. 会員は、消費者還元対象取引への本サービスの利用にあたり、不当な取引を行ってはならないものとします。当社は、会員において不当な取引が行われたと判断した場合又は不当な取引が行われた旨の補助金事務局からの通知を受けた場合、当該会員に対し、消費者還元を行わず又は消費者還元の取り消しをし、本サービスの全部又は一部の利用を停止するとともに、必要に応じて、国、補助金事務局又は当社に生じた損失額に相当する金額を請求することができるものとします。

2. 会員は、前項に基づき当社から損失額に相当する金額の請求を受けた場合、当社が別に定める方法に従って支払うものとします。

3. 当社は、第1項に規定する場合に該当する疑いのある取引について、補助金事務局が定める調査方法等に従って、会員に対して調査を行うことがあります。

#### 第5条（情報の取扱い提供）

当社は、本事業に関して、当社が別に定めるところに従い、会員の個人情報を共同利用いたします。

#### 第6条（特約の変更）

当社は、当社のホームページに掲載する方法によって、あらかじめ会員に周知することにより、本特約を変更することができるものとします。なお、本特約が変更された場合は、当該変更後の本特約が適用されます。

#### 第7条（準拠法及び管轄）

1. 本特約の効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 会員と当社との間で本特約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第8条（適用）

本特約の規定と本規約の規定が矛盾、抵触する場合は、本特約の規定が優先して適用されるものとします。

#### 附則（令和元年11月19日）

本規約は、令和元年11月19日から実施します。